1 議 事 日 程(5日目)

[平成27年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成27年6月24日 午前10時開議 於議事室

- 日程第1 議案第46号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総 務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第48号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について(総 務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第49号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第50号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について (総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第7 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(分割付託)
- 日程第8 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度太宰府市国民健康保 険事業特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程第9 発議第3号 特別委員会(政治倫理条例制定特別委員会)の設置について
- 日程第10 発議第4号 特別委員会(中学校給食調査研究特別委員会)の設置について
- 日程第11 発議第5号 特別委員会(太宰府市地域交通問題特別委員会)の設置について
- 日程第12 発議第6号 特別委員会(佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置特別 委員会)の設置について
- 日程第13 発議第7号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 議員の派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堺			剛川	議員		2番	舩	越	隆	之	議員
3番	木	村	彰	人	議員		4番	森	田	正	嗣	議員
5番	有	吉	重	幸	議員		6番	入	江		寿	議員
7番	笠	利		毅	議員		8番	徳	永	洋	介	議員
9番	宮	原	伸	_	議員		10番	上			疆	議員
11番	神	武		綾	議員		12番	小	畠	真目	由美	議員
13番	厒	Ш	良	尚	議員		14番	長名	川名	公	र्जू	議員

 15番
 藤井雅之
 議員

 16番
 門田直樹
 議員

 17番
 村山弘行
 議員

 18番
 橋本
 健議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長 芦 刈 茂 教 育 長 木村甚治 総務部長 濱 本 泰 裕 地域健康部長 友 浩 田 総務部理事 信 行 建設経済部長 今 村 巧 児 原 П 兼公共施設整備課長 市民福祉部長 島 教育部長 徹 中 俊 堀 田 上下水道部長 総務課長 松 本 芳 生 石 田 宏 Щ 経営企画課長 浦 剛 志 管財課長 寺 崎 嘉 典 藤 地域づくり課長 田 彰 元気づくり課長 井 浦 真須己 市民課長 武 税務課長 開 恭 行 佐 江 吉 国保年金課長 高 原 清 都市計画課長 木 村 昌 春 社会教育課長 中 山和彦 上下水道課長 賀 平 古 良 監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 今 泉憲治 議事課長 花 田 善 祐 書 Щ 記 浦 百合子 書 記 力 丸 克 弥 書 記 諌 山博美

再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 議案第46号 市道路線の認定について

○議長(橋本 健議員) 日程第1、議案第46号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

〇10番(上 疆議員) おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第46号「市道路線の認定について」の審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路水城団地43号線です。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査いたしました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第46号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第46号の報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2から日程第5まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第2、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

〇16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第47号から議案第50号まで について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、これは西鉄二日市操車場跡、いわゆる推定客館跡地が昨年10月6日に特別史跡大宰府跡として追加指定をされたが、地権者及び国からは速やかな買い上げと史跡整備が求められており、推定客館跡地の整備活用構想を策定し、整備計画につなげるために大宰府跡推定客館地区整備検討委員会を新たに設置するものとの説明を受けました。

委員からは、客館跡のみの整備の検討か、それとも周辺の道路なども含めての整備を検討されるのか、委員会の中で近隣住民等の意見も伺うのか、現在、客館の前に推定という文字がついているが、いつ確定するのかについて質疑があり、執行部からは、主には客館跡地区内の整備の検討を行うが、周辺にも影響を及ぼすので、そのあたりまで検討したところでの構想策定を行う。委員会は専門の委員による構成を考えているが、地域住民、地権者等の意見を聞くワーキンググループのようなものを設け、委員会とのキャッチボールを行いながら策定を行う。榎社周辺の東側で今回客館であろうという建物が見つかったが、西側からも同じ遺構が出れば客館ということで確定するだろうとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号は、委員全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、 これは職員の給与の住宅手当のうち自己所有の家屋に対しても持ち家手当として支給をしてい たが、国や県を初め、筑紫地区自治体において持ち家手当を改める動きがあり、太宰府市においても本年7月1日より段階的に削減するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、これは市県民税の 課税は原則として所得税の課税に倣って課税標準を計算しているが、所得税において国外転出 時課税が創設されたが、市県民税はこの国外転出時課税は適用しないとすること、用途が変更 された宅地等に対して課する固定資産税の課税標準額について、近傍の宅地等との均衡を図る ための規定を3年間延長するもの、紙巻きたばこの三級品に対する特例税率が廃止されたこと に伴い条文を削除するもの、地方税法に恒久的施設の定義が定められたため、引用規定を変更 するものとの説明を受けました。

委員からは、たばこ税の改正に伴い増額になるのか、紙巻きたばこの三級品とはどんなものかについて質疑があり、執行部からは、たばこ税について紙巻きたばこの三級品についての増収分はあるが、喫煙本数が毎年3%から4%ずつ減ってきているので、トータルでは減っていく方向にある、紙巻きたばこの三級品の具体的銘柄は、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットなどであるとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号は、委員全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、これは市長の 公約に基づき市長の給料月額の減額を行うものとの説明を受けました。

委員からは、20万円近い減額は公約に基づくと言っているが、その他の理由は何かあるのか。減額分はどういう事業に使うという考えはあるのか。太宰府市がとびぬけて給与が高いのか、次の市長も同じように減額になるのか。市長が20万円減額すれば副市長の給与のほうが高くなり、おかしくはないかについて質疑があり、執行部からは、行財政改革を本気で先頭に立ってやり抜くという公約によるもの、市民福祉に充てていきたい、市長の給料は近隣も90万円前後である、今回の特例条例は市長の1期目の任期に限定している、副市長の人事案件を提出する際に副市長の給料案件も同時に提出したいとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論では、賛成だが公約は市長自身の報酬を下げることだけであったので、副市長の報酬は下げない方向で考えてほしいとの賛成討論が1件なされましたが、 採決の結果、議案第50号は賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第47号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第48号の委員長報告に対し質疑の通告があっていますので、 これを許可します。

7番笠利毅議員。

○7番(笠利 毅議員) 議案第48号に関して質問ですけれども、この条例に関連すると思われる 規則が職員給与に関する規則、住居手当の支給に関する規則等ありますけれども、これの変更 の要、不要に関して何らかの説明があったかどうかということと、住居手当についてはほかで もいろいろな議論があるようですけれども、何かしらほかに見直す予定の有無等の説明があっ たかどうかを教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(橋本 健議員) 総務文教常任委員長 門田直樹議員。
- **〇16番(門田直樹議員)** 規則の見直し等についてのご質問ですけれども、規則に関しては執行 部からの説明も委員からの質疑もあっておりません。
- ○議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第49号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第48号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

3番木村彰人議員。

○3番(木村彰人議員) 私は賛成の立場で討論いたします。

この住居手当は、持ち家に支給される手当月額4,900円を原則廃止、経過措置として現行4,900円を3,500円、1,500円と減額し、平成29年4月以降廃止するという段階的に減額、廃止する条例改正案です。国家公務員においては、平成21年度の人事院勧告を受けて廃止勧告がなされ、その年の12月に廃止されています。もう6年前のことです。その後、相次いで全国の自治体は廃止を進めています。やや遅れた感もありますけれども、なかなか手をつけにくいみずからの給与を改正する、この条例改正案に取り組む姿勢はすばらしい、あるべき姿だと思います。ちなみに、近隣市ではまだ同手当を支給し続けているところもあるようです。でき得るならば、ほかの自治体ができない即廃止を実行できればさらに評価がされたのではないでしょうか。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第49号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」 討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

4番森田正嗣議員。

〇4番(森田正嗣議員) 私はこの議案に対しまして反対の立場から討論をしたいと思います。

まず、市長の今期の短い期間での特例的な措置だということでお聞きしましたけれども、市長の公約上のマニフェストなどを拝見いたしますと、あくまでも無駄というところで、その案文といいますか、その条項、市長の給与引き下げというところが出ております。したがって、これは住民という視点から眺めますと、市長の給与の引き下げというのが無駄を廃止するという意味合いだろうというふうに理解されると思います。しかしながら、もし市長の職に無駄があったということになりますと、これはかなり影響が副市長や教育長、あるいは議員、あるいは一般職の報酬につきましても、そういった検討がなされないのかという疑問は当然のことに出てくると思います。したがって、今のこの時点で市長だけの報酬をお出しになってかけられたというのはやや拙速ではないかというふうに思っております。

以上の理由から、私は反対をいたします。

- ○議長(橋本 健議員) 次に、15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) 賛成の立場で討論いたしますけれども、提案理由が市長自身の選挙公約のためという理由だけで議会に説明がされましたが、市長におかれましてはなぜ選挙公約でその金額を提案されているのかということがもう少し細かい提案理由の説明として議会にされるべき必要性があったのではないかと考えております。提案の給与の70万円に引き下げることという自体は、金額からいっても決して生活に困窮を来すようなことではないと想像できますし、また市長の給与以外にも一部事務組合の管理者や副管理者としての報酬を得られることからも、引き下げること自体には賛成いたしますが、あくまでも芦刈市長の在任期間に限った芦刈市長自身の措置であるという点、そしてこの給与の引き下げが副市長や教育長、まして他の一般職にまで波及することがないということを前提として本議案には同会派の神武議員と賛成いたしますが、重ねて市長におかれましては今後も議会においてご自身の選挙公約に基づいた議案を提案される際には、詳細な提案理由の説明をされることを重ねて要望いたしまして、賛成討論を終わります。
- 〇議長(橋本 健議員) 次に、3番木村彰人議員。
- ○3番(木村彰人議員) 反対の立場で討論いたします。

市長の給与91万9,000円を70万円に減額、改正するわけですけれども、委員長報告でも減額変更の目的、20万円減額の根拠に関する明確な説明がありませんでした。そもそも現行の91万9,000円につきましては、近隣3市と比較しましても同等の水準であります。また、全国的に

見ても同規模自治体の標準的な金額でもあります。何よりこれから市長の取り組まなければいけない課題を考えますと、その激務に対して決して高過ぎるものではないと考えます。行財政改革等の明確な目的と減額の明快な根拠なくしては行政職員の給与も含めて安易に変更してはならないと考えます。

以上の理由により、当議案に反対いたします。以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 次に、7番笠利毅議員。
- ○7番(笠利 毅議員) 賛成の立場から討論いたします。

今までの委員長報告並び反対討論等からも客観性がない、理由がないということが大きな反対理由になるかと思いますけれども、私はそのことをもってむしろ今回の金額改定条例案が他の副市長、その他の職員の給料に対する影響を及ぼす、それこそ客観的な理由がないものと考えます。であるならば、今回は公約に基づきという委員長報告にもありましたけれども、市民の支持を得た形で現在市長職につかれている芦刈市長の公約によるもの、したがって芦刈市長の政治的な意思表明を是認するか否かということに端的に言えば還元されると思います。

私は市民の支持を得たことを思って、芦刈氏が公約に述べたような種々の改革を進める、そのことを後押しするような市民の気持ちに応えるべく賛成したいと思います。ただし、副市長等の給与に関してあわせて検討したいということもありましたけれども、私自身はそのことに関してはその際には客観的な何らかの理由を改めて出す必要があると強く感じますので、今回の条例案が極めて限定的な時限的にも、また市長一人に関するものであるということを思って賛成という結論を述べておきたいと思います。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 次に、反対討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

〇13番(陶山良尚議員) 市長給与の減額について反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、市長は減額について議会に対して減額の理由や使途についての詳細な提案説明 がなかったということであります。6月議会初日の議案説明においても、私の代表質問でも特 段内容について何の説明もなく、私の公約だから通してほしいという発言があったのみで、そ のような回答では到底納得できるはずがございません。

また、自分の給与を下げるよりも先にやるべき仕事はあるのではないでしょうか。副市長人事など、市長はまた執行部の体制整備を行うことが先決であり、それから給与の減額に着手してもよいのではないでしょうか。市長が就任され、間もなく2カ月が経過するが、いまだに副市長不在ということは私は大変な問題であると考えます。このような状況が続けば市長の市政運営が滞り、ひいては市民生活等にまで影響が及ぶのではないかと考えます。一刻も早く副市長人事を行い、正常な市政運営を行うべきであると考えております。そのようなことから、市長給与の減額よりも副市長の人事を早急に行うことが先決であり、根拠のないパフォーマンス

的な市長の公約である市長の給与減額に対する条例改正案には賛成できません。

以上のことから、この案件に対しては反対をいたします。

O議長(橋本 健議員) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。原案のとおり。原案のとおりですよ。

(「議長、もう一回ちょっとやり直したほうがいいんじゃない」と 呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 着席してください。座ってください。

議案第50号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

〇議長(橋本 健議員) 少数起立です。

よって、議案第50号は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対11名 午前10時22分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$

日程第6 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

O議長(橋本 健議員) 日程第6、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[12番 小畠真由美議員 登壇]

〇12番(小畠真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第51号「太宰府市いきいき情報センターの一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします

平成27年7月に地域包括支援センターがいきいき情報センターに移転、及びいきいき情報センターにあった子育で支援センターが総合子育で支援施設内へ移転したことに伴い、条例の改正を行うもので、議案書及び新旧対照表に沿って各条文の説明を受けました。

改正の主なものとしましては、地域包括支援センターの設置に関すること、あいた部屋を新たに研修室として利用することによる使用料の設定を新たに規定したものであります。

委員からは、地域包括支援センターは目的も組織としても大きいものなので、いきいき情報

センター条例という一つの条例につけ足すのではなく、別に設置条例をつくるほうがいいのではないか、研修室に使用される部屋はガラス張りだと思うが、今のまま開放されるのかなどの質疑がなされ、執行部より、単独で設置条例をという話は内部でもあったが、今回はこの条例案で上程をさせていただいて、今後おかしなところが出てくれば修正等を行っていきたい、研修室については費用的な面もあるので、最低限の整備をして、今の現状で開放する準備をしているとの回答がなされました。

そのほかにも委員より質疑がなされ、その都度執行部より回答をいただき、審査を行いました。

討論はなく、採決の結果、議案第51号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定 しました。

報告は以上です。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第7 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第7、議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

〇16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、まず2款2項3目友好都市関係費125万2,000円の増額補正、これは宮城県多賀城市と友好都市を締結して10年目に当たるので、両市で実施している市民向けイベントにおける紹介ブースの拡大、友好都市締結10周年記念の共同PRポスターの作成、子どもたちの相互訪問を行う費用との説明を受けました。

次に、10款1項2目学校教育運営費講師謝礼110万円の増額補正、これはテスト前に自学ではテスト勉強が難しい子どもへの支援、また通常の授業で理解度が難しいと思われる内容の学習への支援のために教育支援員を活用し学力向上を目指すための費用で、1学校当たり10万円、小・中学校合わせて110万円であるとの説明を受けました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費工事請負費2億9,750万円及び10款3項1目中学校施設整備費工事請負費1億2,750万円、これは小・中学校普通教室200教室にエアコンを整備する費用との説明を受けました。その補正財源として21款市債1項5目中学校施設整備事業9,890万円、小学校施設整備事業2億3,090万円が計上されております。

次に、10款4項8目日本遺産育成関係費2,000万円、これは本年4月に「太宰府地域の歴史を語るストーリー『古代日本の「西の都」~東アジアとの交流拠点~』」が日本遺産として認定され、この日本遺産を積極的に活用するために、多言語ホームページや多言語ガイドブックの作成、また日本遺産キッズワークショップと題した古都の光にあわせて実施する事業に要する費用との説明を受けました。

歳入の主なものとしましては、16款2項1目不動産売払収入6,300万円、これは旧五条保育 所跡地の売り払い代金であるとの説明を受けました。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金1億2,682万5,000円、これは6月の補正財源調整と して財政調整資金を充てるものです。6月補正充当後の財政調整資金残高は34億2,483万 8,303円となるとの説明を受けました。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

討論はなく、採決の結果、議案第52号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

〇10番(上 疆議員) 続きまして、議案第52号の建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款2項2目林業管理費の市民の森維持管理費300万円が補 正計上されております。これは、平成12年に市民の森整備が完了した後、樹木の繁茂などが目 立つようになり、環境を整備するための樹木の調査及び伐採、剪定などの管理計画を、区域全 体で5.2haと広大なため3つのエリアに分け、平成27年度から平成29年度にわたって策定する 予定にしており、またこの事業については社会資本整備総合交付金10分の5の補助措置及び歴 史と文化の環境税を活用されているとの補足説明を受けました。

次に、7款1項4目観光費の観光事業推進費の滞留型観光プログラム業務委託料50万円が補 正計上されております。これは、九州国立博物館10周年を記念して、太宰府市を挙げてお祝い ムードを盛り上げるために、市内の公共施設や観光関連施設などに掲出するフラッグ製作をさ れると補足説明を受けました。

委員から、10周年記念日の日程及びフラッグは何本ぐらい製作をされるのかなどの質疑があり、執行部から、日程は太宰府観光・経済活性化会議にて協議されております、またフラッグは、800枚を予定しているとの回答がありました。

次に、8款4項1目都市計画総務費の歴史的風致維持向上計画推進費2億3,328万1,000円が 補正計上されております。この事業は、太宰府市の歴史や文化遺産を生かしたまちづくりを具 体化いたします太宰府市歴史的風致維持向上計画の事業計画に基づき実施するものです。

初めに、13節委託料の1,430万4,000円は2事業で、1つ目はどんかん道や旧日田街道、歴史の散歩道などの沿道への埋め込みサインや案内板、解説板を設置するための設計委託料で、本年度は政庁跡から観世音寺周辺までの老朽化した道標や案内板などの取りかえ、及び小鳥居小路の道路や水路整備にあわせ案内板の設置を行い、2つ目は宝満山や大宰府条坊跡の推定客館跡地が史跡指定されたことに伴い、歴史的風致維持向上計画の変更手続を行い、社会資本整備総合交付金の対象事業の街なみ環境整備事業の整備方針及び事業計画の追加、見直しを行うため委託料を計上され、次に15節工事請負費の1億4,562万6,000円は3事業で、1つ目はどんかん道や旧日田街道、歴史の散歩道などの沿道への埋め込みサインや案内板、解説板を設置するための工事費で、2つ目は三条地区の御笠川の高砂橋付近の幸ノ元井堰の取水口から参道までの小鳥居小路を通る水路の保存修理費及び水路を部分的に開渠化する工事費などで、3つ目は政庁跡東側の月山周辺や政庁跡西側道路の沿道の坂本八幡宮までの樹木の剪定及び伐採を行うと補足説明を受けました。

次に、17節公有財産購入費の8,135万1,000円は、大宰府条坊跡の推定客館跡地に隣接している土地、約1,500㎡に解説広場や休憩所などの便宜施設を整備するための用地購入費として計上されています。

次に、19節負担金、補助金及び交付金の街なみ整備助成事業補助金については、社会資本整備総合交付金の国費配分が減額されたために、保存修理費の助成対象物件を当初2軒予定していたものを1軒にして、800万円の減額補正をしていると補足説明を受けました。

歳入の主なものとしましては、14款2項4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金 1億1,813万9,000円は、歴史的風致維持向上計画推進の全ての事業に国の社会資本整備総合交 付金の街なみ環境整備事業の交付対象事業となっており、また21款1項3目土木債の都市計画 関係事業債として1億1,660万円を計上され、これは全事業費から国庫補助金を差し引いた起債 対象額に対し9割分の追加融資を受けると補足説明を受けました。

委員から、歴史的風致維持向上計画が平成22年度に認定されて、期間とメリットなどについての質疑があり、執行部から、期間については平成22年度から平成34年度までの13年間の事業となり、メリットとして歴史的風致維持向上計画を策定することにより、国の社会資本整備事業の交付金を受けられ、今までの補助金、交付金と違い、いろいろな事業に使えることから、地方公共団体がその自由度を生かしながら、まちづくりに役立てていける交付金であると回答がありました。

委員からは、長年の小鳥居小路の関係の水路そのものは本年中にできるのかなどについての 質疑があり、執行部から、今年の9月から施工を開始いたし、来年の3月までに工事を完了す る予定との回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などに ついて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号の当委員会所管分については、委員全員 一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

〔12番 小畠真由美議員 登壇〕

O12番(小畠真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第52号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、2款2項5目地域づくり推進費の地域コミュニティ推進費441万9,000円の増額補正、このうち報酬、旅費、委託料については自治基本条例制定に係る審議会開催費用の補正でございます。当初、計画をしていた平成27年3月までに答申に至らなかったため、現在の審議委員の任期である10月末の答申を目指し、審議会の再開に伴う補正との説明を受けました。負担金、補助金及び交付金については、財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に係る補助事業で、6つの自治会から補助申請がなされ、このうち1つの自治会が採択されたことにより240万円を補正するものです。

財源につきましては、総務費雑入として240万円が補正されております。

委員から、10月末を目標にとあるが、今後の進め方についてなどの質疑があり、執行部から、6回の審議会を計画、重大な審議については大体終わっているので、6回の中で十分対応できると考えている、答申を受けた後は、市長以下で構成するまちづくり推進本部などを活用し、協議を行い、パブリックコメント、住民説明会等を行って、議会への上程に向けていきたいと考えているとの回答がなされました。

次に、3款1項2目老人福祉費、老人福祉センター管理運営費2,800万円の増額補正、この補正は築38年を経過し、老朽化が進む老人福祉センターの改修費用で、その内容といたしましては館内の空調システム、お風呂の給湯ボイラー、お湯の循環器を改修するための費用で、財源としまして、公共施設整備基金繰入金から歳出と同額の2,800万円が計上されていると説明を受けました。

委員から、中・長期的にこの施設を今後どのように運営していくのか、空調工事があるということだが、ガスにされるのか電気にされるのかなどの質疑があり、執行部から、今後の方針としては老人福祉センターだけでなく女性センタールミナスとかも古いので、あの一帯を福祉ゾーンということも視野に考えている、電気とガスの両方で見積もりをとっているが、いずれかとはまだ決定はしていない、今後の設計の中で、工事費、ランニングコスト等、いろいろ検討して、一番最良な方法を考えていきたいとの回答がなされました。

次に、10款1項2目事務局費の太宰府市文化スポーツ振興財団関係費447万3,000円の増額補正、今後の文化芸術事業の振興のため、専門的なノウハウを持つコーディネーターを新たに配置するため、また指定管理者として市から委任を受けた施設の増による事務量の増加に対応できるよう、財団事務局の事務局長、パート及び嘱託職員の勤務日数を増やすものによる人件費の補正を計上するものと説明を受けました。

委員から、コーディネーター採用の際の資格、条件があるのか、事務量の増と言うが、具体的にどのような事務が増えるのかなどの質疑があり、執行部から、特に資格は想定していないが、即戦力として雇用するので、ほかのホールとかでの運営、事業等の実務経験がある方を雇用したいと考えている、指定管理を受けている施設への巡回、報告関係の受け付け、整理といったもろもろの事務になるとの回答がなされました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などに

ついて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員 一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第52号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時42分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第8 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度太宰府市国民 健康保険事業特別会計補正予算 (専決第1号))

○議長(橋本 健議員) 日程第8、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて(平成 27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 芦刈茂 登壇]

〇市長(芦刈 茂) 皆さん、おはようございます。

平成27年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、 専決処分の承認を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号「専決処分の承認を求めることについて(平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足分10億5,638万2,476円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ10億5,638万3,000円を追加し、予算総額を100億2,499万1,000円とする専決処分を平成27年5月29日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、景気の低迷等により保険税収入が減少する中、医療費に係る保険給付費や後期高齢者支援金、介護費用に係る介護納付金の増加により歳入不足が生じたものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

- ○15番(藤井雅之議員) 今、当日提案で事前に通告を出しておりませんので、わかればお答えいただければ結構ですけれども、まず平成26年度の国保の会計の決算が確定した上で歳入不足の部分が確定したという提案でありますけれども、収納率がわかればお示しいただきたいのが1点と、それとやはり取り崩し、この金額平成27年度の国保会計からの保険税からの取り崩しということですけれども、当年度平成27年度の国保の事業に対しての支障が出ないのかということ、その2点について答弁をお願いいたします。
- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) まず、国保税の収納率でございますけれども、国保税全体としましては76.32%でございますけれども、まず現年分と過年度分がございますけれども、現年分につきましては94.71%ということで、ほかの税につきましてもそうでございますけれども、県下でも高い収納率を誇っております。

続きまして、この繰上充用に伴って国保運営に影響がないのかというご質問でございますけれども、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、今の国民健康保険事業ということで運営しておりますけれども、その当時から赤字がずっと継続しておりまして、今回10億円の累積赤字というふうになっております。毎年度、翌年度の財源からその不足分を繰上充用するという形で処理をさせていただいております。本会議でも申しましたけれども、平成30年度からこの国民健康保険事業につきましては財政の運営責任主体が県のほうに移行されます。平成29年度までに、この累積赤字につきましては保険者として責任を持って対応していかなくて

はいけないというふうに考えております。当該年度の国保事業会計予算につきましては、その 当該年度分の予算を組んでおりますんで、この繰上充用分が当該年度の事業に影響するという ことはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 再質問はありませんか。

次に、7番笠利毅議員。

- ○7番(笠利 毅議員) 藤井議員の今の2つ目の質問と重なるようなことをお尋ねしたかったのですが、この繰上充用の仕組みを正確には知らないものですからお尋ねしますけれども、歳出のほうで前年の不足分が出ていくというのは納得がいくんですね。歳入のほうで雑入という形でなっていますけれども、この雑というもので具体的に何を想定されているのか、教えていただきたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) この繰上充用という制度は、まず地方自治法に基づいております会計処理でございます。補正予算書、4ページ、5ページを見ていただいたらわかりますけれども、平成27年度の歳入欠陥補填収入ということで歳入のほうは上げております。ですから、この分の財源はと言われますと、特別その財源としてはないと。ただ、会計処理上はですね、こういうふうな繰上充用という処理になりますんで、次年度分として歳入欠陥補填収入という形で計上するということになっております。
- 〇議長(橋本 健議員) 7番笠利毅議員。
- **〇7番(笠利 毅議員)** ということは、先ほどの答弁に対する確認のようなことにもなりますけれども、そうした予算、計算上処理していったものを平成30年までには実質的にも解消していくことを考えなければいけないという事態だというふうに理解しておけばよろしいですね。
- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) 平成30年度から先ほど言いましたようにその財政運営の責任主体は 県になりますけれども、この新しい制度では保険者が2つになるというふうなことが想定され ております。県と市町村ですね、共同で国民健康保険事業を行うと、特別会計を設けるという ふうになっておりますので、必ずしも平成29年度までに清算をしなければならないというふう には考えておりませんけれども、平成30年度に向かってできるだけその累積赤字を削減できる ようにいろいろな方法はありますけれども、他市が行っていますように法定外の繰り入れと か、そういったことも含めながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) よろしいですか。はい。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

〇15番(藤井雅之議員) 提案の専決処分の承認については賛成をいたします。

繰上充用自体はこれは認められているといいますか、一つの方法でありますので、反対する理由はありませんけれども、しかし今、平成30年度の新たな国保の運営の枠組みに向かって、自治体としてもいろいろ想定していかないといけないことがありますけれども、国民健康保険が社会保障の一環、権利としてきちんと守られる制度として、適正な保険税の運営のためにも対応していただく必要あるかと思いますし、今執行部の部長の答弁でもありました法定外の繰り入れ等も必要な時期に来ているのではないかと思いますので、その点今後検討していただくことを重ねてお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第53号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第9 発議第3号 特別委員会(政治倫理条例制定特別委員会)の設置について

〇議長(橋本 健議員) 日程第9、発議第3号「特別委員会(政治倫理条例制定特別委員会)の 設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番(村山弘行議員) 発議第3号についてご提案を申し上げます。

「特別委員会(政治倫理条例制定特別委員会)の設置について」提案理由を説明いたします。

5月12日に太宰府市議会議員1名が公職選挙法違反で逮捕されるという事件がありました。 市民の皆様に議会に対する不信を招き、信頼を著しく失墜させたことは、市民の負託に応える 議員の立場から許されない行為であると重く受けとめる次第でございます。

今後、このような不祥事が起きることがないよう、政治倫理について議会として議員一人一人が公人としての自覚を再確認するとともに、改めて議員として襟を正し、政治倫理条例の検討のため、特別委員会を設置するものです。

名称は政治倫理条例制定特別委員会、構成は9名、付議事件は政治倫理条例に関する件、経

費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができるとしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、舩越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時55分〉

○議長(橋本 健議員) ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、政治 倫理条例に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

 1番 堺
 剛 議員

 4番 森 田 正 嗣 議員

5番 有 吉 重 幸 議員 7番 笠 利 毅 議員

13番 陶 山 良 尚 議員 15番 藤 井 雅 之 議員

16番 門 田 直 樹 議員 17番 村 山 弘 行 議員

そして私、橋本健を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

政治倫理条例制定特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に16番門田直樹議員、副委員長に4番森田正嗣議員が決定されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10 発議第4号 特別委員会(中学校給食調査研究特別委員会)の設置について

○議長(橋本 健議員) 日程第10、発議第4号「特別委員会(中学校給食調査研究特別委員会) の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番(村山弘行議員) 発議第4号「特別委員会(中学校給食調査研究特別委員会)の設置について」提案理由を説明いたします。

本案は、太宰府市内の中学校給食について、現状及び今後のあり方について調査研究を行うための特別委員会を設置するものです。

名称は中学校給食調査研究特別委員会、構成は9名、付議事件は中学校給食に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができるものとしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小畠真由美議員、神武 綾議員、上疆議員、舩越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時17分〉

**○議長(橋本 健議員)** ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、中学 校給食に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

 2番 舩 越 隆 之 議員
 6番 入 江 寿 議員

 7番 笠 利 毅 議員
 8番 徳 永 洋 介 議員

 9番 宮 原 伸 一 議員
 10番 上 疆 議員

 11番 神 武 綾 議員
 12番 小 畠 真由美 議員

14番 長谷川 公 成 議員

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時28分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中学校給食調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたし

ます。

委員長に11番神武綾議員、副委員長に8番徳永洋介議員が決定されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第11 発議第5号 特別委員会(太宰府市地域交通問題特別委員会)の設置について

○議長(橋本 健議員) 日程第11、発議第5号「特別委員会(太宰府市地域交通問題特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番(村山弘行議員) 発議第5号「特別委員会(太宰府市地域交通問題特別委員会)の設置 について」提案理由を説明いたします。

本案は、市域における地域交通について調査研究を行い、まちづくりの促進を図るため、特別委員会を設置するものです。

名称は太宰府市地域交通問題特別委員会、構成は9名、付議事件は太宰府市の地域交通に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができることにしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小畠真由美議員、神武 綾議員、上疆議員、舩越降之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時30分〉

○議長(橋本 健議員) ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、太宰府市の地域交通に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

 1番 堺
 剛 議員
 2番 舩 越 隆 之 議員

 3番 木 村 彰 人 議員
 5番 有 吉 重 幸 議員

 8番 徳 永 洋 介 議員
 10番 上 疆 議員

 11番 神 武 綾 議員
 14番 長谷川 公 成 議員

16番 門 田 直 樹 議員

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定い たしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時39分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

太宰府市地域交通問題特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に14番長谷川公成議員、副委員長に2番舩越隆之議員が決定されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第12 発議第6号 特別委員会(佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置 特別委員会)の設置について

○議長(橋本 健議員) 日程第12、発議第6号「特別委員会(佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

〇17番(村山弘行議員) 発議第6号「特別委員会(佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太 宰府駅設置特別委員会)の設置について」提案理由を説明申し上げます。

本案は、佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置の推進を行うための特別委員会を設置するものです。

名称は佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置特別委員会、構成は9名、付議事件は佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置特別委員会に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができることとしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は長谷川公成議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、舩越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) 反対はしませんけれども、今回特別委員会が4つも提案されて当初から4つというのは初めてじゃないですかね。町政のころから含めても。それだけたくさんあって、議員がそこに分散して審議の力というのも分散されるということが危惧されるわけですよね。このまちづくりというものは、永遠のテーマだと思うんですけれども、私3期今までやってきた中でもずっとこのまちづくりというのはあったけれども、この内容がずっとこの佐野まちづくり、そしてJR新駅のことなんですよね。まちづくりというのはあの部分だけじゃないんですよ。全体のことでいろいろある。議運の中でも例えば空き家条例をどうするかと、そういう問題、あるいはいろいろなこの地域交通もこれと一緒でいいんじゃないかと。そういったいろいろな議論の中でどうしてもということで結局4つになったわけですけれども、今この佐野のほうも検討委員会で一定の結論を出されて、今行政としてはそのアクションを待っとる段階だと思うんですよね。もう今までずっとやってきて、これから一体何をどう議論されるの

か、ちょっと内容が私は理解できません。市長も非常に今は慎重に見ておるんだと。また、も し何らかのかかわりといったら大変な財政支出も考えられるわけですよね。ですから、今行政 として何かをする、あるいは議会として一体何を、今までやってきたことにじゃあ何をやるの かというのは非常に疑問ではありますけれども、現にもう既にこの希望の中で委員さんたちも おられますので、この設置そのものには反対しませんけれども、ぜひとももうそろそろこの議 論を収束させていただきたい。これが4年間とかというんじゃなくて1年か、それはわかりま せんけれども、早い時期にそういうふうな形になることを希望しまして、討論とします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時44分〉

○議長(橋本 健議員) ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、佐野 東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅の設置に関する件を付託の上、閉会中の継続審査 とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

 3番 木 村 彰 人 議員
 4番 森 田 正 嗣 議員

 6番 入 江 寿 議員
 9番 宮 原 伸 一 議員

 12番 小 畠 真由美 議員
 13番 陶 山 良 尚 議員

 15番 藤 井 雅 之 議員
 17番 村 山 弘 行 議員

そして私、橋本健を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時51分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置特別委員会の委員長及び副委員長が互 選されましたので、ご報告いたします。

委員長に17番村山弘行議員、副委員長に15番藤井雅之議員が決定されました。

### 日程第13 発議第7号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

O議長(橋本 健議員) 日程第13、発議第7号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則に ついて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番(村山弘行議員) 発議第7号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」 提案理由を説明申し上げます。

このたび標準市議会会議規則におきまして、女性議員が活躍できる環境を整備することにより、議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するため、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう一部改正が行われました。

本市議会におきましても、同趣旨のもと男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会の欠席について、規則の一部を次のように改正を行うものであります。

第2条に次の1項を加える。議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条に次の1項を加える。委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則。この規則は公布の日から施行する。議員の皆さん方のご賛同をよろしくお願いを申し 上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

- ○7番(笠利 毅議員) この条文の解釈の仕方についてのちょっと疑問を覚えたのでお尋ねしたいんですけれども、提案理由として女性議員が活躍できる環境整備としてと、これはもちろんいいんですね。改正した案文そのものは男女の区別のない議員はという形なんですけれども、男性議員が例えば出産立ち会いというような理由で欠席届を1日とかなんとか出すというようなことも想定されている案文なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 議会運営委員会委員長 村山弘行議員。
- **〇17番(村山弘行議員)** 本規則につきましては、その辺を踏まえての提案ではないというふう

に考えております。

○議長(橋本 健議員) 再質問はありますか。

7番笠利毅議員。

- **〇7番(笠利 毅議員)** そこまで踏まえての提案じゃないということは、場合によっては例えば 男性議員がそういうことを言い出した、言い出したという言葉は悪いですけれども、時には議 論になる余地があり得るというふうに思っておいてよろしいんでしょうか。
- ○議長(橋本 健議員) 議会運営委員会委員長 村山弘行議員。
- **〇17番(村山弘行議員)** 私だけの判断ではないというふうに思います。そういう状況になれば、議会の中で議論をしていただいて、規則についてどうやっていくのかという充実をもっと深めていく必要があれば、その際に議論していただければというふうに思います。

(7番笠利 毅議員「わかりました」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時56分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第14 議員の派遣について

○議長(橋本 健議員) 日程第14、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員 の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第15 閉会中の継続調査申し出について

O議長(橋本 健議員) 日程第15、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。 お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出があっております。 別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

**○議長(橋本 健議員)** 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分

~~~~~~ () ~~~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため ここに署名します。

平成27年8月24日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 有 吉 重 幸

会議録署名議員 笠 利 毅